

住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税非課税世帯（住民税均等割が非課税である世帯をいう）や令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年6月1日現在（基準日）において、印西市の住民基本台帳に記録されている方で、下記のいずれかにあてはまる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税が非課税」
の世帯

令和5年1月～9月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

市から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります
令和5年6月1日時点で印西市に住民登録のある世帯の世帯主へ確認書が送付されます。

詳しくは「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年7月1日（土）
～令和5年9月30日（土）

※窓口での申請は閉庁日（土日祝）を除きます。

詳しくは「II」へ

お問い合わせ

印西市非課税世帯等重点支援給付金コールセンター（印西市役所 3階）
受付時間 8:45～17:00（土日祝を除く） **050-5443-6708**

給付金の支給手続き

給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。

I 令和5年度住民税が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から印西市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。下記のいずれかの方式で手続きしてください。

【郵送方式】確認書を返送する場合

- 中身を確認して、市に**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

【ちば電子申請方式】二次元コードから手続きができます

- 中身を確認して、二次元コードもしくはURLから手続きしてください。
- 記載された給付金の振込口座以外の口座を受取口座にする場合は、郵送方式に準じて受取口座の確認書類と本人確認書類の写真的添付が必要となります。
- 代理人が確認する場合も、代理人確認書類の写真的添付が必要です。



https://apply.e-tumo.jp/city-inzai-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20023

世帯全員、または世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市コールセンターに、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税非課税水準以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市コールセンターに、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

一人暮らしの学生の皆さまは

必ずご確認ください！

同封の「住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金支給要件確認書（以下、「確認書」）」は受給の**可能性のある方に対して送付**しておりますが、「住民税均等割が課税されている、他の親族等の扶養を受けている世帯は除く」となっております。

このため、**以下の場合には受給できませんのでご注意ください。**

「住民税均等割が課税されている扶養親族(父母等)が令和5年度の税法上の扶養親族としてあなたを認定している。」

※必ずご家族に確認してください。

扶養親族に認定されている場合は**支給対象外**となりますので、「確認書」の提出は不要となります。

万一対象外の方が受給された場合は、給付金をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。



住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

